

デジタル放送推進のための行動計画

(第7次)

2006年12月1日

地上デジタル推進全国会議

目 次

第一部 総論

I 基本的考え方	・ ・ ・ 1
II 中継局ロードマップの策定・公表及び着実な実行	・ ・ ・ 5
1. 基本的考え方	
2. ロードマップの見直し	
3. 更に詳細な情報の提供等	
4. 中継局整備の着実な実行	
III デジタルテレビ放送受信機器の普及促進	・ ・ ・ 7
1. 地上デジタルテレビ放送受信機器の普及目標	
2. 衛星デジタルテレビ放送等の受信機器の普及促進	
3. ケーブルテレビの普及目標	
IV 周知・広報活動等の推進	・ ・ ・ 14
1. 地上デジタルテレビ放送の着実な普及に向けた周知広報等の推進	
2. 個人情報 の 適 正 な 取 り 扱 い に 関 す る 取 組 の 推 進	
3. いわゆる「悪質商法」への対応	
V 全国展開に向けた環境整備	・ ・ ・ 18
1. アナログ周波数変更対策	
2. 設備投資促進のための環境整備	
3. 公設型の光ファイバー網の活用	
4. 補完措置の活用	
5. アナログテレビ放送終了に向けたステップ	
VI おわりに	・ ・ ・ 20

第二部 各主体が取り組むべき事項

I 政府	・ ・ ・ 21
1. 辺地共聴施設への対応	
2. 金融・税制上の措置	
3. 中継局の技術基準の策定	
4. コンテンツ振興	
II 地上デジタルテレビジョン放送事業者	・ ・ ・ 23
1. 放送エリアカバー	
2. 周知・広報活動等	
3. 地上デジタルテレビ放送の受信指導等	
4. 地上デジタルテレビ放送の特長を生かした放送サービスの充実	
5. 補完措置の再送信同意	
6. 共聴施設の改修	
III 社団法人デジタルラジオ推進協会	・ ・ ・ 25
IV BSテレビ放送事業者	・ ・ ・ 25
V CSテレビ放送事業者	・ ・ ・ 26
VI ケーブルテレビ事業者	・ ・ ・ 26
VII 受信機メーカー	・ ・ ・ 27
1. より低廉で多様な受信機器の開発・普及の推進	
2. すべての視聴者にとって使いやすい受信機器等の推進	
3. 購入者の理解の促進	
VIII 販売店	・ ・ ・ 28
1. 人材育成	
2. 購入者への説明の徹底	

IX 地方公共団体 . . . 29

1. 周知・広報活動等
2. 自治体施設を原因として設置された共聴施設への対応
3. 辺地共聴施設への対応
4. 地方公共団体としての立場からの適時の提言等

X 社団法人地上デジタル放送推進協会（D-P A） . . . 30

資料

（資料1）「デジタル放送の日」宣言 . . . 32

（資料2）地上デジタルテレビ放送関連団体の役割等 . . . 33

■ 「デジタル放送推進のための行動計画」について ■

- ・総務大臣の懇談会である「ブロードバンド時代における放送の将来像に関する懇談会」において策定。
（第1次行動計画：2002年6月、第2次行動計画：2003年1月、第3次行動計画：2003年4月）
- ・2003年5月に同懇談会の提言を受けて「地上デジタル推進全国会議」が設立され、本行動計画を承継。
（第4次行動計画：2003年10月、第5次行動計画：2004年12月、第6次行動計画：2005年12月）

第一部 総論

I 基本的考え方

1. 「デジタル放送推進のための行動計画」は、デジタル放送に関するあらゆる関係者が一体となってデジタル化を強力に推進していくための基本計画である。各関係者が、第6次までの行動計画に定められたそれぞれの役割を推進しつつ、相互に連携・協力して取り組んだ結果、当初計画通り、2006年12月1日までに、全国全放送局の親局で地上デジタルテレビ放送が開始され、全世帯に対する地上デジタルテレビ放送のカバー率も84.0%となった。また、受信機器出荷台数も累計で1,500万台に達する等、地上デジタルテレビ放送の普及は着実に進んでいる。
2. そもそも地上デジタルテレビ放送は、2001年の電波法改正並びに放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の変更により、国の政策として導入が決定された。これは、アナログテレビ放送を受信していた世帯がデジタルテレビ放送に移行するためには、一定の負担がかかることとなるものの、21世紀において、日本が、世界で最先端のICT国家としての高度な情報通信の基盤を構築することにより、国民一人一人が高度情報通信技術のメリットを享受できるようにすることが必要と判断されたためである。
3. デジタルテレビ放送は、迫力ある画像や音響によるテレビ番組を送ることができるだけでなく、アナログテレビ放送では困難であった種々の新しいサービスが簡単にモコン操作で可能となる。データ放送により、ニュース、天気予報をはじめとする様々な情報をリアルタイムに入手でき、また、テレビ番組と連動することにより新たな形の番組を視聴者に送り届けることが可能となる。字幕放送が標準して装備されるなど、高齢者や障害者にやさしいサービスも充実されることが期待されている。

携帯端末向けサービス（いわゆる「ワンセグ」）は、屋外や移動中でもテレビの視聴を可能とし、新たなサービスや新しいライフスタイルをもたらすものである。

特に、これらのデータ放送や携帯端末向けサービスは、災害時にきめ細かな災害情報を送り届けたり、避難中にも情報を入手できるようにしたりするなど、公共的な分野で新たなサービスの提供に寄与することが期待されている。防災分野をはじめ、教育分野や保健・福祉分野に活用したり、行政手続きをテレビ画面を通じて行えるようにしたりする実証実験が行われている。

5,000万世帯に広く普及している身近で簡便な情報端末であるテレビのデジタル化により、テレビが、より便利で使いやすいICT端末となり、家庭におけるICT社会へのゲートウェイとなる。ブロードバンドゼロ地域解消に向けた取組も

進められており、このような取組と合わせ、都市部も過疎地も格差のない情報インフラの構築が期待されている。

4. 周波数の逼迫している日本において、放送のデジタル化は周波数の有効利用にもつながる。放送のデジタル化完了後は、地上波テレビではアナログテレビ放送時に使用していた周波数のおよそ65%を使用することとなり、残りの周波数は、周波数ニーズの高まっている他の用途に振り向けられることにより、これらの産業の発展につながることを期待されている。
5. ひるがえって、世界に目を移せば、2000年代初頭を中心に、欧米の17か国でデジタルテレビ放送が開始されており、アジア諸国でも順次デジタルテレビ放送が開始され、又は開始される予定である。本年6月には、ブラジルで日本方式を基礎とした放送方式によるデジタルテレビ放送の導入が決定されており、南米諸国でもデジタルテレビ放送導入の動きが進んでいる。テレビ関連機器の世界シェアを見れば、例えば、プラズマテレビ、液晶テレビ、DVD録再機など、いずれも日本企業が50%前後のシェアを占めている。放送のデジタル化により、ますます日本の関連産業の国際競争力が強化されるとともに、新規ビジネスや雇用の創出など、大きな経済波及効果があるものと期待される。
6. 当地上デジタル推進全国会議としては、2011年の地上デジタルテレビ放送への全面移行に向け、第6次行動計画に引き続き、関係者それぞれの責任による取り組みを一層明確にしていく。
7. 特に、本日、8県の開始をもって、地上デジタルテレビ放送が全都道府県で開始されるに至った。また、2011年のデジタルテレビ放送への全面移行まで5年を切っている。これまでは、できるだけ多くの国民にデジタルテレビ放送を実際に見ていただき、関心をもっていただくことを通じて普及が実現してきた。これからの限られた期間では、デジタルテレビ放送にあまり関心をもっていない方も含め、アナログテレビ放送を現在視聴しているすべての方々に、デジタルテレビ放送の視聴に移行していただくことが必要となる。
8. そのため、まず、電波で直接受信していたか否かを問わず、アナログテレビ放送時における地上放送の視聴者はすべて、2011年にアナログテレビ放送が終了し、デジタルテレビ放送へ全面移行した後も引き続き、デジタルテレビ放送を視聴できるようにすることを基本とする。これを実現するためには、特に以下の点を含め、なお解決すべき課題は多い。

(1) 本行動計画においては、当会議構成員の協力により、第6次行動計画において作成した中継局全体についての2010年までのロードマップを更新した。今後、本ロードマップを更に精緻なものにし、国民・視聴者に情報を提供していく必要がある。また、これらを確実に実現していくため、放送事業者、国その他の関係者によるなお一層の努力が求められている。

(2) 2011年のアナログテレビ放送終了を実現するためには、全ての視聴者にデジタルテレビ放送を送り届けるインフラ整備を完了させるとともに、視聴者によって、デジタルテレビ放送を受信できる環境が整えられていなければならない。こうした認識の下に、これまでの行動計画においても、視聴者に対する周知・広報には、当会議の構成員が一体となって、全力で取り組んできた。しかしながら、アナログテレビ放送終了の時期を「2011年」と認識する視聴者は全体の約3割という調査結果も見られる。出荷されている受信機器の数も、ようやくデジタル受信機器がアナログ受信機器を上回った状況にあるが、引き続き、国、受信機メーカー、販売店、放送事業者、地方公共団体その他の関係者の一層の努力が求められている。

9. また、デジタルテレビ放送の普及状況を正確に把握し、2011年のアナログテレビ放送の終了に向けて具体的にとるべきステップを早急に検討し、国民に示していくことが必要である。

10. 当会議は、以上の現状を率直に受けとめつつ、あと5年足らずという限られた期間の中で、2011年のデジタル全面移行の確実な実現を図る観点から、実施すべき事項とそのスケジュールを「第7次行動計画」としてとりまとめ、以下の3点を柱として、本計画に定められた各々の役割の下、当会議構成員が全力で取り組んでいくこととした。

特に、デジタルテレビ放送が全都道府県において開始され、アナログテレビ放送からデジタルテレビ放送へと移行すること自体は一定程度の認識を国民に持っていた状況を踏まえ、今後4年間は、2011年のデジタルテレビ放送への全面移行に向け、(イ) アナログテレビ放送を視聴していた全世帯に対し、電波によることを基本としつつ、共聴施設(共同受信施設)やケーブルテレビ、その他のあらゆる手段を通じてデジタルテレビ放送を届けること、(ロ) すべての世帯の受信設備をデジタルテレビ放送に対応できるようにすること、に当会議構成員が全力をあげていく。

(1) 送信環境の整備

地上デジタルテレビ放送の伝送路については、今後とも、地上波中継局による伝送が原則である。一方、2011年まで5年足らずという限られた期間であることも踏まえ、従来からの共聴施設やケーブルテレビに加え、IP、衛星等補完的伝送路の活用等、伝送路に関する視聴者の選択肢に関し可能な限り多様化を図りつつ、アナログテレビ放送終了の前に十分な時間的余裕をもって、すべての視聴者にデジタルテレビ放送を送り届けるインフラ整備を完了させることが必要である。

(2) 受信環境の整備

受信機器の機能や価格に関する視聴者のニーズは多様である。地上デジタルテレビ放送の視聴者側の受信環境整備を推進するためには、こうした多様なニーズに応えた受信機器の発売と周知広報その他の対応が不可欠である。

(3) 視聴者・国民の理解の醸成

これまでの「知っている」段階から「理解し、支持する」段階へ、更には国民の方々に具体的に行動をおこしていただくための施策が必要である。送信側、受信機側の努力に加え、2011年デジタル移行と受信機器の買い換え等のデジタル放送対応の必要性について国民にご理解とご支持をいただくための、強力な周知活動を引き続き展開していくことが不可欠である。

Ⅱ 中継局ロードマップの策定・公表及び着実な実行

1. 基本的考え方

いわゆる「ハード・ソフト一致」の原則が採られている現行制度の下では、デジタル親局及び中継局の全国整備は、基本的にはデジタルテレビ放送局の免許主体である放送事業者の責務である。具体的には、アナログテレビ放送時に、放送事業者の送出する電波でカバーされていた視聴世帯については、デジタルテレビ放送局の免許主体である放送事業者の自助努力によって、アナログテレビ放送時の100%がカバーされるべきである。こうした責務や、国民視聴者に対する説明責任の観点から、放送事業者は、遅くとも2010年内には送信環境整備を完了することが物理的に可能であることを早期に提示することが必要である。

以上に鑑み、当会議は、第6次行動計画において、全国地上デジタル放送推進協議会の協力を得て、各放送対象地域及び各放送事業者毎に、2010年までの中継局のロードマップを策定した。また、各放送事業者毎に、その放送エリアを視覚的に認識することを可能とする「地上デジタルテレビ放送のエリアのめやす」を第6次行動計画に基づき2006年3月に作成した。

2. ロードマップの見直し

本行動計画においては、第6次行動計画策定以降の放送事業者による置局計画の見直し等の結果を踏まえ、地域及び事業者毎のリスト（中継局名及び当該局の開局時期）を更新した。特に、アナログテレビ放送時には中継局を設置していた地域で、デジタル化後は中継局を設置せず、共聴施設やケーブルテレビへの移行により対応する地域について、放送事業者の責任により共聴施設等の整備等が見込みが立っている地域と、それ以外の地域の区別を明確にした。本地域及び事業者毎のリストは、「地上デジタル推進全国会議」のホームページ¹において公表している。

今回の中継局ロードマップの見直しの結果、2010年末までに、NHKが電波及び共聴施設によりデジタルテレビ放送をカバーする世帯はアナログテレビ放送時の放送エリア²の99.5%となる予定であり、残りの0.5%については、衛星やIP再送信による補完措置が検討されている。民放が自力で電波によりカバーする世帯については、全社トータルでアナログテレビ放送時の放送エリア²のおおむね99%³の予定となっている。

¹ <http://digital-zenkoku.jp/index.html>

² アナログ時に電波と共聴施設等により受信していた世帯数をベースとした場合。

³ アナログ時に電波で受信していた世帯数をベースとした場合。電波と共聴施設等により視聴している地域を含んだ世帯数をベースとした場合には、おおむね98%となる。

3. 更に詳細な情報の提供等

本ロードマップについては、今後とも必要に応じて見直しを続け、アナログテレビ放送時の放送エリアの100%のカバーの実現に向けその完成度を高めていくこととし、当面、2008年、2010年を目処として更新することとする。

また、国民や国民と最も身近な基礎的地方公共団体である市町村に対し、置局計画についての更に詳しい情報を提供する必要性が指摘されている。このため、2007年春を目途に、年度毎に視聴可能となる世帯を市町村別に示したリストを作成する。「地上デジタルテレビ放送のエリアのめやす」について、更に視覚的に理解しやすいものとするため、少なくとも都道府県毎の図表を作成・公表する。

さらに、現在あるアナログ中継局を視聴している地域が、どのデジタル中継局等で視聴できるようになるかを対比するリストを、2007年秋を目途に作成する。

4. 中継局整備の着実な実行

放送事業者は、投資促進に係る公的支援や補完手段等について、適切な活用を図り、既存のインフラの活用を含めた積極的な補完手段の活用や、設備の共同建設などのコスト削減等を含め、徹底的な経営努力を行いながら、このロードマップを自助努力で実現するよう、引き続き最大限の努力を行っていくものとする。

Ⅲ デジタルテレビ放送受信機器の普及促進

1. 地上デジタルテレビ放送受信機器の普及目標

地上デジタルテレビ放送を受信可能なテレビ等の普及目標については、次のとおりとし、引き続き、国、放送事業者、メーカー、販売店等の関係者が一丸となってたゆまぬ努力を行う。

(1) 普及目標の対象

現在の地上アナログテレビ放送の視聴環境を維持する観点から、「家庭内で地上デジタルテレビ放送をアナログテレビ放送以上の画質や同等の機能で視聴するために用いられる機器」を普及目標の対象とする。現時点では、以下のような機器が該当する。

- ① 地上デジタルテレビ放送受信機能を持つテレビ受信機器
- ② アナログテレビ受信機に接続された地上デジタルテレビ放送受信用セットトップボックス
- ③ アナログテレビ受信機等に接続された地上デジタルテレビ放送受信機能を持つ録画機
- ④ ケーブルテレビ経由で地上デジタルテレビ放送を視聴できるセットトップボックス
- ⑤ 地上デジタルテレビ放送受信機能を持つパソコン など

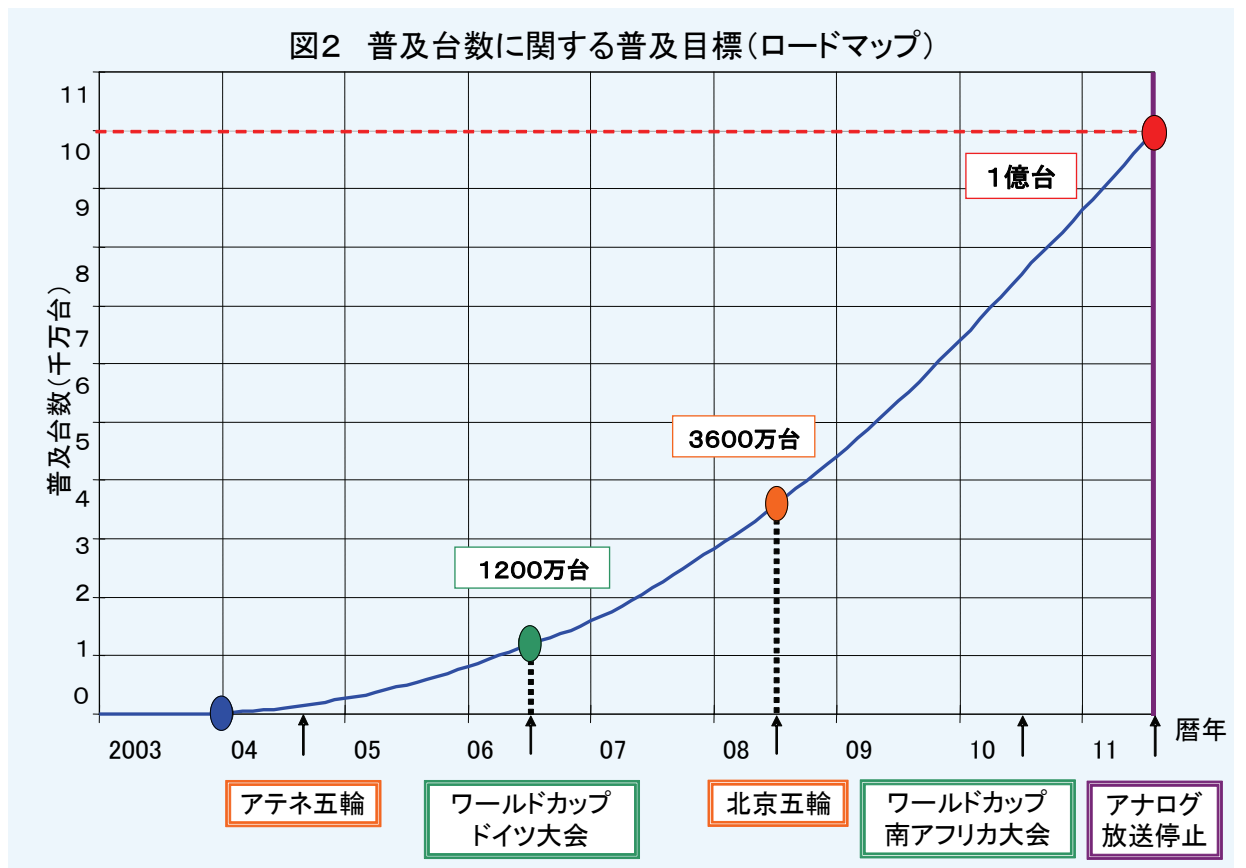
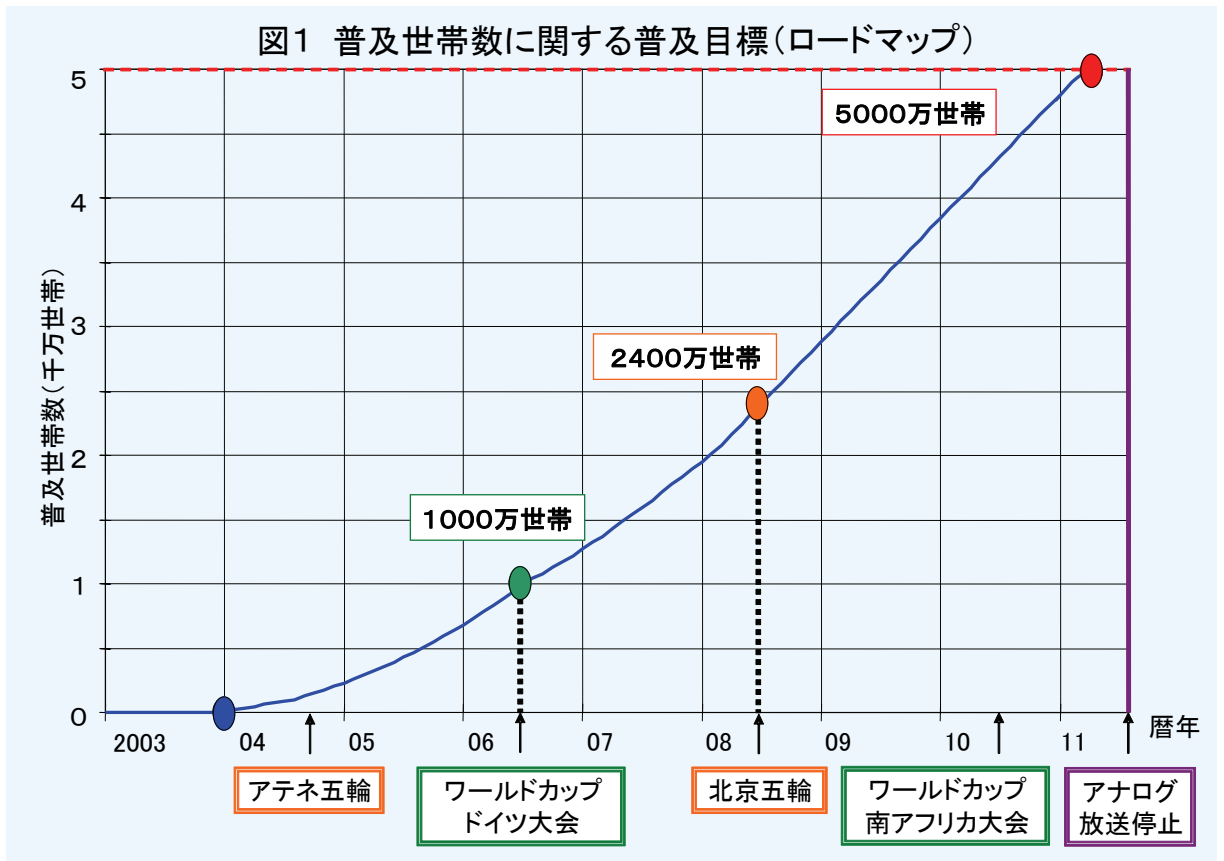
今後の放送サービスの多様化、視聴形態の多様化とも相まって視聴に用いる機器も多種多様なものとなっていくことが想定される。特に、デジタルテレビ放送の特長を十分に享受できる機能を有した受信機器の普及に加え、消費者が求めやすい、小型、低廉な機器の多様化・普及について検討を行っていくことが重要である。

(2) 設定する普及目標

- ① 普及世帯数に関する目標（図1）
 - i) 最終普及目標
 - ・ 2011年4月までに、全世帯（5,000万世帯）への普及
 - ii) 当面の普及目標
 - ・ 2008年の北京オリンピックの時点において2,400万世帯
- ② 普及台数に関する目標（図2）
 - i) 最終普及目標
 - ・ 地上アナログテレビ放送の停止の期限（2011年7月24日）までに1億台の普及

ii) 当面の普及目標

- ・ 2008年の北京オリンピックの時点において3,600万台



(3) 普及状況の把握

2011年の円滑なアナログテレビ放送終了という観点から、普及状況の把握はますます重要性を増しているという認識の下、2006年度においては、関係者の協力を得て、総務省が引き続き以下について調査を実施する。

- ① 地上デジタルテレビ放送視聴可能な世帯及び受信方法⁴
- ② 世帯における地上デジタルテレビ放送視聴可能受信機の台数

また、従来把握してきた出荷台数等に加え、実際に地上デジタルテレビ放送を受信している世帯の把握方法について、総務省及び放送事業者等が協力して具体策を検討する。

(4) 普及方策の検討

- ① 受信機器の多様化・低廉化に関する最近の動き

関係者一体となった努力の結果、受信機器全体としての価格の低廉化、10インチ台の小型地上デジタルテレビ放送受信機の複数機種発売、地上デジタル専用B-CASカードの実現による受信機器の多様化等、以下のように多くの成果が、視聴者の目に見える形で実現したと評価し得る。また、第6次行動計画でロードマップを作成した「ワンセグ」は、地上デジタルテレビ放送の特長を活かしたサービスの一つであり、携帯受信端末も順調に普及している。

- i) デジタルテレビ放送受信機全体として、着実な価格の低廉化の傾向が見られる。(図3、図4)

地上デジタルテレビ放送受信機の価格例⁵

(2006年11月第3週現在：事務局調べ)

液晶13型	液晶20型	液晶23型	液晶26型	液晶37型
約7.0万円	約8.5万円	約11.7万円	約11.5万円	約21.8万円
液晶37型	約76.0万円 → 約55.0万円 → 約31.9万円 → 約21.8万円 (2003年9月第1週) (2004年7月第2週) (2005年11月第3週) (2006年11月第3週)			

- ii) 地上デジタルテレビ放送受信機は、ほぼ1インチ5,000円の価格帯が実現。
- iii) 本年、地上デジタルテレビ放送チューナー搭載の、更に小型化が進んだ受信機器が、2月(15インチ)と8月(13インチ)に発売開始。
- iv) 機能が限定された地上デジタルチューナーが、2万円を切る価格で発売開始。
- v) 本年4月より「ワンセグ」が開始され、「ワンセグ」搭載携帯電話の累計出荷台数が200万台⁶を突破。

4 ケーブルテレビ経由又は直接受信等。

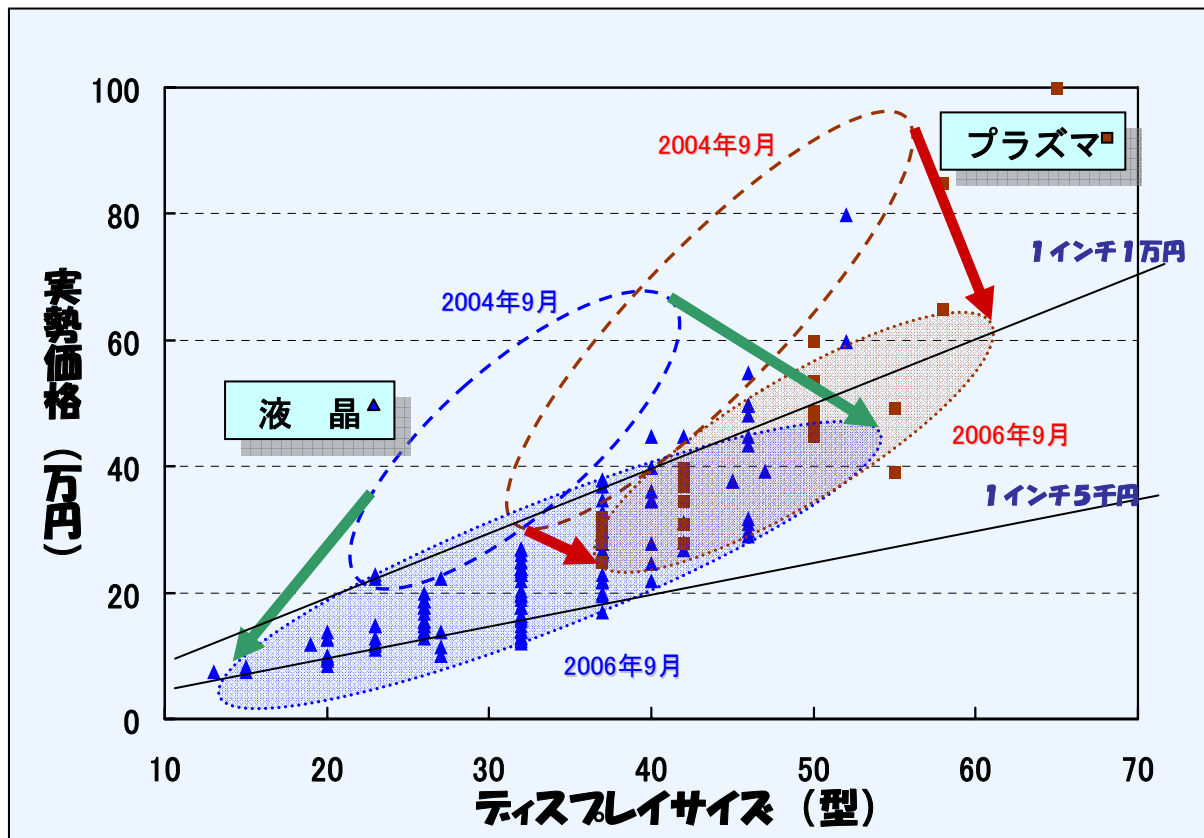
5 大手量販店数社のネット販売による各型式における最低販売価格(事務局調べ)。

6 2006年9月末：JEITA調べ。

図3 地上デジタルテレビ放送受信機の価格例の推移⁷



図4 地上デジタルテレビ放送受信機の価格帯推移⁸



7 大手量販店数社のネット販売による各型式における最低販売価格(事務局調べ)。

8 大手量販店ホームページより。

② 取り組むべき課題

- i) 視聴者一人一人のデジタルテレビ放送に対する関心や、受信機器の機能に関する様々なニーズに応じてきたが、更なる価格の低廉化、機能面の多様化を図る必要がある。また、今後は、多様な形態と機能を有した受信機器の普及も進むことと考えられることから、購入する方が、受信機器の機能について十分な理解をした上で購入できるよう、メーカー、販売店等において、簡易な表示の方法を検討するとともに、十分な説明が行われるよう留意する必要がある。
- ii) アナログ受信機器の廃棄に関するリサイクルへの対策をとるべきではないかとの指摘がある。この問題について、廃棄の状況を注視しつつ、関係者が取り組みについて検討する。なお、アナログテレビ放送の受信機器をそのまま活用できる地上デジタルチューナーについては、更に低価格な機種が発売が望まれる。

なお、現在、家電リサイクル法に基づき、ブラウン管式テレビ受信機を廃棄する場合には、大手家電メーカーの例では2,835円のリサイクル費用と小売業者の収集・運搬に要する費用が必要となっている。

- iii) 地上デジタルテレビ放送の受信機器や地上デジタルテレビ放送対応のチューナーの低廉化が進み、これらの機器を購入し取り付けるのみで地上デジタルテレビ放送が受信できる場合も多い。一方で、デジタルテレビ放送の受信環境により、受信機器以外の機器が必要となる場合があり、その情報を的確に提供していくことが、今後ますます重要になってくる。例えば、これまでVHF帯⁹の放送のみを受信していた場合には、UHF帯¹⁰に対応したアンテナ¹¹が必要となる。また、受信する電波の強さ等によっては、高性能なアンテナの取り付けやブースター¹²が必要となる場合がある。さらに、アンテナの取替えやブースターの取り付けや更改に工事費が必要となる場合がある。デジタルテレビ放送を受信できるようにするためには、どのような対応が必要で、そのためにどの程度の費用がかかるのかについて、主要な世帯パターンを例示するなど、消費者に分かりやすく示していくことが必要である。

以上を改めて認識した上、受信機器の更なる低廉化・多様化と、これを通じた受信機器普及の目標達成に向け、国、放送事業者、メーカー、販売店等当会議の全ての構成員が一丸となって、引き続きたゆまぬ努力を行う。現在の受信機器全体の低

9 1チャンネル～12チャンネル。

10 13チャンネル～62チャンネル。

11 実勢価格約3,600円～。

12 電波を増幅する機器。実勢価格約5,000円～。

廉化傾向が更に推進され、デジタルテレビ放送の特長を十分に享受できる受信機器について視聴者にとって購入しやすい価格帯が実現されるとともに、低価格のチューナーや、10インチ台の小型受信機、パソコン、携帯電話等今後更に多様化の進む視聴ニーズに対応した製品の普及が一層進むことが期待される。

2. 衛星デジタルテレビ放送等の受信機器の普及促進

衛星デジタルテレビ放送受信機およびパラボラアンテナ等の受信機器の普及促進に積極的に取り組む。

受信機器市場では、地上デジタルテレビ放送に加えてBSデジタルテレビ放送と110度CSデジタルテレビ放送の受信も可能な3波共用受信機器が中心となっており、今後もデジタルテレビ放送全体の普及を牽引していくことが予想されるため、地上・BS・110度CSの関係者が一体となった、より効率的な普及促進を展開する。特に、地上デジタルテレビ放送が受信できない地域で、受信機器の買い替え時期を迎える視聴者に対しては、地上デジタルテレビ放送が見られるようになるまでは、衛星デジタルテレビ放送でデジタルの魅力を楽しんでいただくなど、3波共用受信機器のメリットを十分にご理解いただき、デジタル移行の機会を無にせぬよう、わかりやすい周知広報に取り組む。

3. ケーブルテレビの普及目標

(1) 普及目標の考え方

ケーブルテレビによる地上デジタルテレビ放送の普及目標については、トランスモジュレーション方式¹³又はパススルー方式¹⁴のデジタル再送信によって視聴可能となる世帯数を目標として設定する。

(2) 設定する普及目標

① 最終普及目標

- ・2011年初頭までに、ケーブルテレビの全加入世帯¹⁵において視聴可能

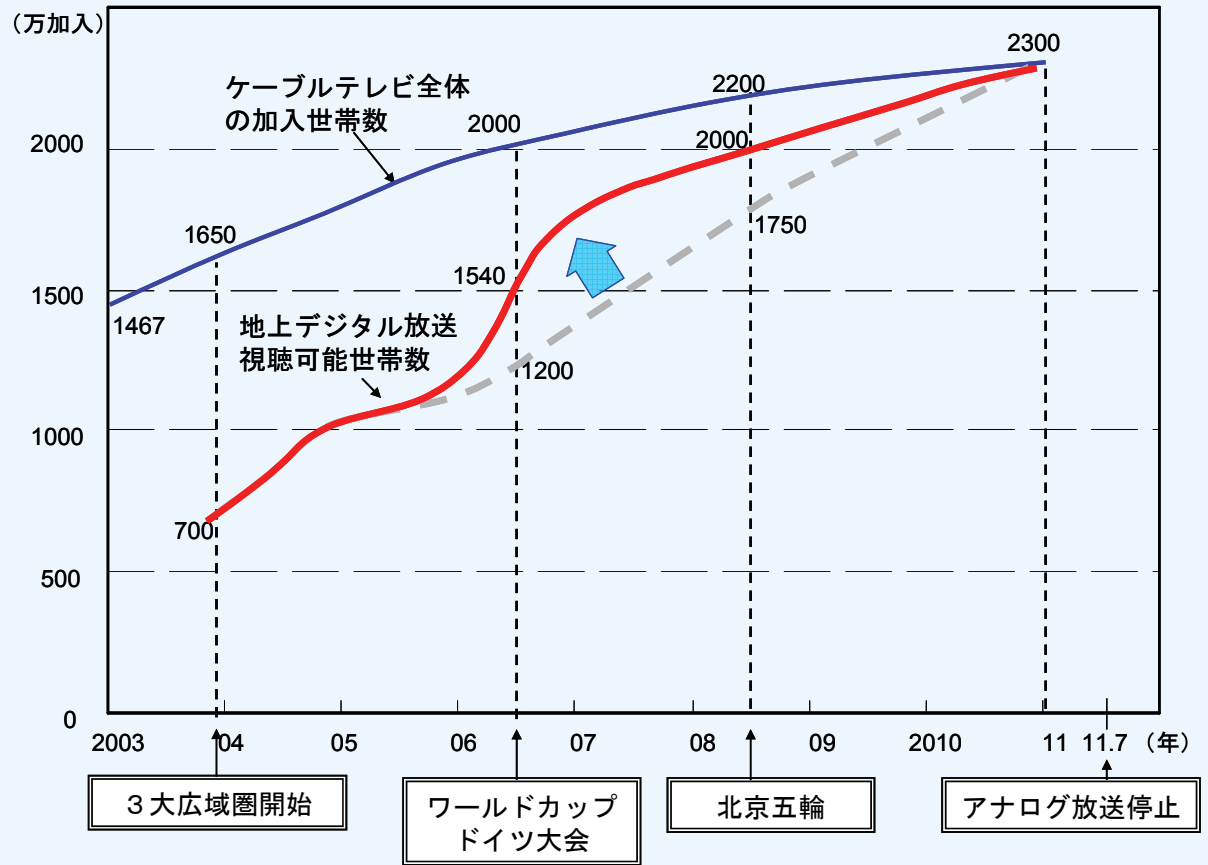
② 当面の普及目標

- ・2008年の北京オリンピックの時点において、全国のケーブルテレビ加入世帯のうち2,000万世帯で視聴可能

13 電波で受信した放送を、ケーブルテレビの伝送に適した変調方式に変換して伝送する方式。

14 電波で受信したままの変調方式で伝送する方式。同一周波数パススルーと周波数変換パススルーがある。

15 予測：最大約2,300万世帯。



IV 周知・広報活動等の推進

1. 地上デジタルテレビ放送の着実な普及に向けた周知広報等の推進

地上デジタルテレビ放送の視聴可能地域が一定の範囲に限定されていた当初の周知広報は、先行的なユーザによる需要の牽引に期待する取り組みを進めてきた。第6次行動計画では、地上デジタルテレビ放送のエリアの広がりを踏まえ、幅広い国民視聴者層に対し、具体的な理解を深めつつ普及を促進することを目的とする周知広報活動を進めていくこととした。さらに、本年12月から地上デジタルテレビ放送が全都道府県で開始されたこと、また、デジタルテレビ放送への全面移行まで5年を切ったことを踏まえ、今後は、テレビ放送に対する関心やニーズも異なる、より幅広い国民視聴者層を想定し、年齢層や、直接受信・ケーブルテレビ経由等の視聴方法等に応じたきめ細かな周知広報活動を地域別に展開していく必要がある。

地上デジタルテレビ放送に関する周知広報活動の推進にあたっては、関係者も多岐に渡り、また、2011年までに集中して実施するものであることから、関係者の連携と役割分担の下、効果的・計画的に行う必要がある。

これまでは、第5次行動計画で定められた「地上デジタル放送の周知・広報アクションプラン」に基づいて同プランに示された取組を一層充実・強化する形で進められてきたが、上記のように周知広報活動について新たな対応が必要な段階に来ている。このため、情報通信審議会「『地上デジタルテレビ放送の利活用の可能性と普及に向けて行政の果たすべき役割』についての第3次中間答申」（以下「第3次中間答申」という。）の提言を基本的な考え方としつつ、2011年までの期間において、誰（情報提供の相手方）に対して、どういった情報（情報提供の内容）を、どういった手段（情報提供の手段）で、提供する必要があるかを網羅的に整理した上で、各事項についての責任主体（誰が）とタイムスケジュールを定めることを内容とする新たなアクションプランを2006年中に策定する。

今後の周知広報活動については、この新たなアクションプランを具体化する取組を進めていくこととするが、2007年においては、地上デジタルテレビ放送の着実な普及を図るため、放送事業者、受信機メーカー、販売店、地方公共団体、政府等の関係機関の連携を引き続き強化しつつ、特に以下の事項に重点を置き、周知・広報及び普及に向けた活動を強力的に推進することとする。

（1）基本的考え方

周知広報の内容については、これまでのアナログテレビ放送がデジタルテレビ放送に変わることの周知から、デジタル化への移行にあたって具体的に国民にど

ういう対応をしていただかなければならないかといったデジタルテレビ放送の受信方法に重点を移す。特に、2011年7月24日までにアナログテレビ放送が終了し、それ以降はアナログ受信機器のみではテレビ放送が視聴できなくなることをより前面に、かつ明確に訴求するものとする。

(2) デジタル放送の日の制定

国民視聴者のデジタルテレビ放送に対する理解を深めるとともに、デジタルテレビ放送の普及促進及び発展を図ることを目的として「デジタル放送の日」を設ける。

デジタル放送の日は12月1日とし、今後はその前後の期間において関係者が連携して、テレビの情報番組やスポット広告を中心とした地上デジタルテレビ放送の魅力を伝えるためのキャンペーンや地上デジタルテレビ放送の受信方法についての普及啓発活動等を重点的に行う。また、同期間にBSデジタルテレビ放送の普及啓発活動等も重点的に行う。

(3) 2011年アナログテレビ放送終了告知の推進

地上アナログテレビ放送を2011年までに終了することについての認知度を2008年3月までに90%以上とすることを目標とし、その政策的意義も含め、国民視聴者にご理解いただくための周知広報活動を、引き続き総務省が中心となり、関係者が一体となって推進する。

- ① 放送事業者の協力を得て、情報番組やスポットによる2011年アナログテレビ放送終了告知の推進。
- ② 幅広い国民視聴者を対象とした、ポスター・リーフレットや政府公報等による広報の推進。
- ③ 「社団法人地上デジタル放送推進協会」(以下「D-P A」という。)、受信機メーカー・販売店等の協力を得て、終了告知シール貼付を軸としたアナログ受信機器・録画機器の購入者への2011年アナログテレビ放送終了告知の徹底。
- ④ 地方公共団体の協力を得て、自治体広報紙等での広報の推進。
- ⑤ 2011年アナログテレビ放送終了の政策的意義も含め、関係者が共通の対応を行えるよう、Q & A等をさらに充実し、関係者に配布。

(4) 周知広報内容の充実

アナログテレビ放送終了までの5年足らずの間に、国民に具体的なアクションをとっていただくためのきめ細かな周知広報を行うため、特に、以下の点に重点をおく。

- ① 一般家庭に対する周知広報に加え、ホテルや病院、学校、事業所などの管理者への周知広報を充実する。

- ② 地上デジタルテレビ放送の受信機器や対応チューナーに加え、アンテナやブースターの更改等が必要となる具体的なケースやその費用について、放送事業者、受信機メーカーに加え、アンテナ等のその他の機器のメーカー、工事事業者等とも協力して周知に取り組む。また、それぞれの視聴者がどのような機器が必要でどの程度の費用を要するのかについての問い合わせに対応できるよう、下記受信相談体制の強化に取り組む。

(5) 国民視聴者への受信相談機能の強化

地上デジタルテレビ放送の認知度の向上及び視聴エリアの拡大に伴い、地上デジタルテレビ放送に関する相談件数が飛躍的に増加するとともに相談内容の専門化が進展している。こうした状況に対応するため、これまでの取り組みとともに以下の事項に重点的に取り組むことにより、受信相談体制の充実・強化を図る。

また、今後、地域特有の問い合わせが増加すると予想されることに鑑み、地域ごとの受信相談体制の在り方についても、早急に検討する必要がある。

① 相談体制の充実

視聴者に対しての主な一次相談窓口である総務省コールセンターについて、一層の周知・広報を図るとともに、同センターや放送事業者等既存の相談窓口の体制の充実を図る。一方で、視聴可能エリアの拡大等に伴い国民から既存の相談窓口以外のところへ相談が多く寄せられると予想される。このため、地上デジタルテレビ放送についての基本的な相談に対するQ & Aを整備の上、相談が多く寄せられると考えられる地方公共団体等の相談窓口にも当該Q & Aを広く配布すること等により、幅広い対応を可能とする。

② 専門相談窓口の明確化と組織化

国、放送事業者、ケーブルテレビ事業者、メーカー、工事事業者、販売店等、地上デジタルテレビ放送についての専門相談の担当が期待される機関の窓口及び各機関における担当事項を明確化するとともに、視聴者からの相談が他の相談窓口から担当専門窓口へ的確につながるよう各機関の組織化を図る。

③ 販売店における相談対応

受信機器購入者との直接の接点であり、購入後の身近な相談先でもある販売店における顧客への地上デジタルテレビ放送に係る正確な情報の提供及び相談に対する対応力の強化を図るため、販売店員に対する研修の充実を図る。

④ インターネット等による情報提供の充実

国、全国会議、D-P A、放送事業者、ケーブルテレビ事業者、メーカー、販売店等に置かれているデジタルテレビ放送に関するホームページの内容をさらにブラッシュアップする他、自治体広報紙も活用するなど、国民視聴者がより利用しやすいよう情報提供機能の充実を図る。

(6) 共聴施設改修等に係る周知広報の推進

共聴施設（都市受信障害対策共聴、集合住宅共聴、辺地共聴）については、地上デジタルテレビ放送を受信するためには一部改修等が必要となる施設が発生する。その費用負担等に係る理解を得る観点から、共聴施設の管理者や視聴者に焦点を当てた周知広報活動を推進する。

都市部においては本年12月から地上デジタルテレビ放送が全都道府県で開始されたことから、都市部に設置されている都市受信障害対策共聴、集合住宅共聴に対する周知広報は、総務省を中心として放送事業者や関係業界等の協力を得て、個別受信やケーブルテレビによる視聴を含め、所有者・管理者に対する計画的な周知広報を推進する。

また、デジタル放送への全面移行のためには全国に約2万施設ある辺地共聴のデジタル化対応も重要であることから、共聴組合やその加入者に対し、必要となる費用負担を含め、情報の提供にも取り組む。

2. 個人情報の適正な取扱いに関する取組の推進

今後、放送のデジタル化に伴う高度で多彩なサービスの提供に際して、放送関係事業者等においては、視聴者等の個人情報を取得する機会が増加すると想定されることから、2005年4月1日に施行された「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」¹⁶を踏まえ、放送事業者や事業者団体等の関係者が連携・協力して個人情報の適正な取扱いに関する取組を推進する。

3. いわゆる「悪質商法」への対応

地上デジタルテレビ放送に関する誤った情報や、不十分な情報によって関連商品・サービスを売りつけるいわゆる悪質商法による被害が発生している。今後、地上デジタルテレビ放送の認知度の向上に伴い、こうした事案の増加が予想されることから、犯罪被害防止の観点からのポスター・リーフレットの作成、関係者のホームページを通じた国民への注意喚起等関係機関とも十分な連携を図りながら、被害防止のための広報を徹底する。

16 平成16年8月31日 総務省告示第696号。

V 全国展開に向けた環境整備

1. アナログ周波数変更対策

アナログ周波数変更対策の送信対策については2002年8月から、受信対策については2003年2月から、それぞれ全国各地で順次開始された。現在までに、644地域でのチャンネル変更対策について約466万世帯¹⁷の対策を行っており、2007年3月に当該対策が終了する見込みである。これにより、地上デジタルテレビの放送エリアを拡大する中継局の置局を可能とする環境が整うとともに、引き続きデジタルテレビ放送への全面移行に向け必要な対策を確実に実施する。

2. 設備投資促進のための環境整備

地上放送のデジタル化に係る一般放送事業者の設備投資をより円滑に進める環境整備の一環として、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に基づく税制及び金融上の措置が講じられている。また、「地域総合整備資金貸付制度（ふるさと融資制度）」の利用が推奨されている。これらの制度の活用により一層の設備投資促進が期待される。

3. 公設型の光ファイバー網の活用

地方公共団体等が保有する未利用の光ファイバー芯線（ダークファイバー）を、放送波の中継伝送等へ有効に活用できるよう、関係者間で検討を行う。

4. 補完措置の活用

(1) 地上放送の伝送手段としては、基本的には、デジタルテレビ放送の全国普及は地上波中継局によることが適当である。しかしながら、デジタルテレビ放送への全面移行への期限である2011年まで、あと5年足らずという限られた期間であることに鑑みれば、中継局に加え、ケーブルテレビ、共聴施設、IP、衛星等、活用可能なあらゆる補完手段の活用が不可欠である。

(2) 地上放送に係る伝送手段の選択は放送事業者の判断によるべきであるが、放送事業者は、アナログテレビ放送時に放送事業者の送出する電波でカバーされていた視聴世帯については自助努力によってカバーされるべきであるという原則を踏まえ、中継局を整備することが困難と判断する場合には、可能な限り補完手段を活用することによって、カバーエリアの拡大に努めていく。

17 全体の99.3%にあたる。

(3) また、従来、アナログテレビ放送の中継局の放送エリアの外において、共聴施設等を設置し視聴していた地域においても、受信者の負担の公平に配慮しつつ、引き続き共聴施設等を通じて、デジタルテレビ放送が受信できるよう、国、放送事業者その他関係者において検討を進める。特に、共聴施設の設置の多い地域においては、地元自治体の協力も得て、2011年までに共聴施設のデジタル対応を行うための具体的な計画を策定するよう努める。

(4) 上記のような努力をしてもなお、現在アナログテレビ放送が視聴できるにもかかわらずデジタルテレビ放送が受信できなくなる地域が生じる場合に備え、こうした地域への衛星等のその他の手段を用いた対応策と対応すべき範囲を地域住民や地方公共団体の意見も徴しつつ、国、放送事業者等の関係者で検討していく。

5. アナログテレビ放送終了に向けたステップ

2011年7月24日にアナログテレビ放送を終了させるために関係者がとるべき措置について、総務省は、放送事業者、受信機メーカー、地方公共団体、その他関係者とともに検討を行い、早急に国民に示す。また、デジタルテレビ放送の受信機器の普及状況など受信環境の整備状況を正確に把握するため、総務省は、関係者とともにその把握手法を早急に検討する。

VI おわりに

1. 地域レベルでの連絡推進体制の構築

本日地上デジタルテレビ放送の全国開局を踏まえ、全国各地域において前述までに記載の、

- ① 「Ⅰ 基本的考え方」を常に念頭に置きつつ、
- ② 「Ⅱ 中継局ロードマップの策定・公表及び着実な実行」、「Ⅲ デジタルテレビ放送受信機の普及促進」、「Ⅳ 周知広報活動等の推進」といった各施策を一体的に展開するため、

当会議が地上デジタルテレビ放送の普及を分野横断的に推進することを目的として設置されたのと同様、地域レベルで総務省（総合通信局）、放送事業者、販売店、地方公共団体等の連絡・連携体制を確立し、常時情報を共有し、地域住民からの問い合わせ等に共同して対応することが望まれる。

この体制構築に向け、総務省（総合通信局）がその推進を先導し、各地域の個別事情に留意しつつ既存の推進体制の充実・活用もしくは新たに組織化するなどし、各地域単位での本行動計画の推進を期待する。

2. 当全国会議に参加している主体は、本行動計画に記された事項について、着実な実施を図るとともに、本行動計画の不断の見直しを行い、2007年12月に次期行動計画を策定する。

第二部 各主体が取り組むべき事項

I 政府

2011年7月のアナログテレビ放送終了まで5年足らずという状況の中で、昨年の第6次行動計画の発表以降、中継局ロードマップの具体化のための方策、補完措置の活用のための方策、辺地共聴施設への対応、コンテンツの多様化等の課題について、情報通信審議会において議論いただいた。また、2006年3月には「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」を実施するなど、地上デジタルテレビ放送の周知広報に取り組んできた。

2006年8月には、情報通信審議会から第3次中間答申を受けた。この第3次中間答申の諸提言を踏まえ、総務省としては、2011年のアナログ完全終了・デジタル移行の確実な実現を図るため、放送事業者、メーカーその他関係者を先導して取り組む役割を担い、以下に掲げる施策を積極的に推進していく。

1. 辺地共聴施設への対応

全国約2万施設と推計される辺地共聴施設については、デジタル化に際して受信点変更が必要となる場合など、相当の規模の改修経費が必要となる場合があり得る。受信環境の整備は、視聴者の自助努力によることが原則であるが、視聴者間の負担の公平性や、2011年の地上デジタルテレビ放送への全面移行までの限られた期間等の事情を勘案し、政府は、関係者とともに、施設全体のデジタル化に係る、費用負担のあり方に係る考え方について早急に整理を行う。また、上記整理の際には、視聴者と身近に接する立場にある地方公共団体の意見等を十分に聴取しながら行うよう留意する。

なお、視聴者の負担が高額になる一部の辺地共聴施設について、その改修経費の一定割合を国庫から補助するスキームについて、平成19年度予算概算要求に盛り込んでいる。

また、放送事業者とともに、辺地共聴施設についての情報、具体的対応方法や所要経費について、視聴者、地方公共団体、その他関係者に対し、可能な限り正確に伝達するよう取り組む。併せて、これらの関係者に対し、専門的技術指導を行う体制についても、放送事業者等とともに検討、整備する。

2. 金融・税制上の措置

地上デジタルテレビ放送の全国普及に向けて、財政投融资（放送デジタル化推進事業）や税制上の特例措置を要望するなど、放送事業者の投資環境の整備に努める。

3. 中継局の技術基準の策定

来年度以降、全国の地上デジタルテレビ放送の中継局整備の本格化が予定されている。一方、親局を前提とした技術基準のもと進められてきたこれまでの置局により、技術的蓄積が図られている。このような中、地上デジタルテレビ放送の円滑な普及促進を図るため、経済性にも優れた中継局の技術的条件の検討及び関連する制度改革を進める。

4. コンテンツ振興

デジタル化の進展と高度な放送サービスの展開に見合った全国的なコンテンツ制作力の向上のための民間による取組を促進するため、地域に密着したコンテンツの流通促進やこれにかかわる人材育成等の環境整備を図る。

Ⅱ 地上デジタルテレビジョン放送事業者

2006年12月1日の全国開始を、地上デジタルテレビ放送の新たな普及促進展開のスタートラインと捉えるとともに、視聴者国民本位の放送の更なる発展を進めて行くことを念頭に、次のような取組みを行う。

1. 放送エリアカバー

アナログテレビ放送時に、放送事業者の送出する電波でカバーされていた視聴世帯については、デジタル化後も100%カバーされることとなるよう、引き続き努力を行う。

特に、既存のアナログ中継局に替えて共聴施設やケーブルテレビ施設を設置することとされている地域については、施設の建設や住民の加入の促進について、一義的には放送事業者の責任において行う。

2. 周知・広報活動等

第一部に掲げる各関係者との連携による周知・広報活動の展開に加え、それぞれの放送対象地域内の視聴者に向けた各事業者の個別自主的な周知・広報活動への取組みを一層強化する。

3. 地上デジタルテレビ放送の受信指導等

地上デジタルテレビ放送の受信に係る視聴者からの疑問に答えるため、視聴者対応部署等の充実や地上デジタルテレビ受信技術に係る対応力強化を図り、視聴者に適切な助言を行う。

ケースによっては、地上デジタルテレビ放送の受信状況の確認を行い、視聴者への助言のための参考情報として活用する。また、既存の中継局を共聴施設やケーブルテレビ施設により代替する場合に、現在の視聴者への対応窓口を明確にして周知を行うとともに、個別の視聴者に対し、適切に指導を行える体制を2007年のできるだけ早い時期に整備する。

地域内の販売店や工事業者等へも、地域内の地上デジタルテレビ放送の受信に関する適時適切な情報を提供することに努める。

4. 地上デジタルテレビ放送の特長を活かした放送サービスの充実

「ハイビジョン」放送は、視聴者にもっとも支持されている地上デジタルテレビ放送の特長の一つである。放送事業者は、第6次行動計画に基づき、ハイビジョン放送の比率を高め、NHK総合では90%以上、民放では75%以上に達している。

視聴者のアナログテレビ放送からの移行促進を図る観点からも、引き続き、地上デジタルテレビ放送の特長を活かした放送サービスの充実を図る。

- ① ピュアハイビジョン放送や標準画質で複数の番組を放送するマルチ編成の放送など、デジタルテレビ放送の特長を活かした放送を一層充実させる。NHK総合については、海外からの購入制作番組・映像や一部のローカル局発のナマ中継番組、マルチ編成等の場合を除き、原則としてピュアハイビジョン放送を実施する。民放各局においては、ピュアハイビジョンの比率の一層の向上を図る。
- ② データ放送を充実させるとともに、標準画質で複数の番組を放送するマルチ編成放送や双方向番組などの充実を図る。また、字幕放送などの高齢者・障害者にやさしい放送サービスの充実を図る。
- ③ サイマル放送の枠組み¹⁸の範囲で、アナログテレビ放送とは異なる特色あるデジタルテレビ放送の実施のための工夫を行う。

5. 補完措置の再送信同意

放送事業者は、補完措置にかかる再送信同意のための条件と適用手続きを定め、本年10月から運用を始めた。再送信同意は、放送事業者の判断において行うものであるが、地上デジタルテレビ放送の円滑な普及の観点から、本手続きを適正に運用していく。

6. 共聴施設の改修

辺地共聴施設のデジタル化改修にあたって、NHKは、アナログテレビ放送時に果たしてきた責任と同様の責任を引き続き果たして行くことを基本として、その役割を果たしていく。

民放についても、辺地の共聴施設が、アナログテレビ放送中継局のエリアの外に建設された施設であることを前提としつつも、各放送事業者のアナログテレビ放送が受信・再送信されていることから、国、NHKと協力し、情報提供、受信者からの相談体制の整備など、必要な援助を行う。

¹⁸ 現在、免許方針において、デジタル放送は、その放送の3分の2以上をアナログテレビ放送と同じ内容の放送を行うこととしている。

Ⅲ 社団法人デジタルラジオ推進協会

2003年10月に東京と大阪において、地上デジタルラジオ放送の実用化試験放送を開始し、2006年度中には東京において2.4kwに送信電力を変更することとしている。引き続き、情報通信審議会情報通信技術分科会電波有効利用方策委員会における検討状況を踏まえつつ、実用化試験局の運用を通じて、デジタルラジオの実用化のためのビジネスモデル等の検討を進める。

Ⅳ BSテレビ放送事業者

2000年12月にスタートしたBSデジタルテレビ放送は、パラボラアンテナを設置するだけで日本全国どこでも簡便に、デジタルテレビ放送の魅力を享受できるメディアとしての認知が広がった。BSデジタルテレビ放送の普及数（受信可能件数）が、1,887万（10月末速報値）となり、今後ますます普及が進むと期待されていることを踏まえ、高画質、高音質のハイビジョン放送や、便利なデータ放送、双方向サービスなど、BSデジタルテレビ放送の特長を活かしつつ、モアサービス・メディアとして地上波とは異なる新しいタイプの番組の提供を一層推進する。

BS第9チャンネルにおいて行われているアナログハイビジョン放送の2007年終了と、これに伴う新たな委託放送事業者によるデジタルテレビ放送の開始については、総務省、放送事業者、受信機メーカー等関係者で構成する「BSアナログ・ハイビジョン放送の終了及び新たなデジタル放送の開始に係る連絡会」において、引き続き十分な事前周知を行うなど、円滑な移行に努める。その他のBSアナログテレビ放送の終了は、視聴者の利便性を考慮し、遅くとも地上アナログテレビ放送終了と同一時期とし、地上・BS一体となって、周知広報する。

さらに、現在BSアナログテレビ放送を行っている第5、第7、第11チャンネル及び2000年の世界無線通信会議において追加割当を受けている第17、19、21、23チャンネルの利用の在り方、利用の際の受信機器の在り方、必要となる新たな技術等については、「衛星放送の将来像に関する研究会報告書」を踏まえて、提案を募集中である。視聴者ニーズに応える形で、ハイビジョンチャンネルの増加、新規サービスの提供、画質音質のより一層の改善などBS放送のさらなるパワーアップを図るとともに、スーパーハイビジョンなど近未来の放送方式等の技術開発でも先導的役割を果たす。

V CSテレビ放送事業者

CS放送においては、110度CSデジタルテレビ放送において2004年9月から開始されているハイビジョン放送を今後ますます充実させるなど、デジタルテレビ放送のメリットを十分に活かした番組の提供を推進する。

また、その他のCSデジタルテレビ放送についても、標準テレビジョン放送の画質向上に積極的に取り組むとともに、効率的な伝送路符号化方式や映像圧縮方式等最新技術の導入により、多チャンネルハイビジョン放送メディアへの移行を推進する。

VI ケーブルテレビ事業者

1. ケーブルテレビ事業者間のネットワーク化やヘッドエンド共用化等による事業者間の連携、HITS¹⁹の導入、小規模共聴施設の統合を促進すること等により、衛星デジタルテレビ放送のデジタル再送信の拡充を図るとともに、業務区域内における地上デジタルテレビ放送の開始に伴い可能な限り早期のデジタル再送信を図る。

2. ケーブルテレビ事業者による地上デジタルテレビ放送の普及目標については、2004年7月の改訂以降も順調に視聴可能世帯が拡大していること、2006年6月末時点において当面の目標（視聴可能世帯1,200万世帯）を大きく上回り1,540万世帯で視聴可能となったこと等を受けて、大幅に前倒しする改定を行った。

この普及目標に加え、ケーブルテレビ事業者がデジタル再送信を図る上での前提となるケーブルテレビ施設面における地上デジタルテレビ放送対応に関する地域毎の進捗予定として、2006年7月に「ケーブルテレビの地上デジタルテレビ放送対応ロードマップ」²⁰を策定した。2011年アナログテレビ放送終了までの出来るだけ早期に、すべてのケーブルテレビ施設においてデジタル対応を完了すべく、同ロードマップに基づき、新たにケーブルテレビ施設における地上デジタルテレビ放送対応の進捗目標を設定する。

3. BS第9チャンネルにおいて2007年12月より、新たなBSデジタル放送が開始されるが、同放送の再送信のためには、ケーブルテレビ事業者は、全てのBS放送を再送信可能とするための対応を取ることが望ましい。

19 “Head-end In The Sky”の略。ケーブルテレビのヘッドエンドを各局で共用できる形態として、ケーブルテレビの再送信に適した方式にパッケージ化されたデジタル番組を、衛星によって各局に配信する方式。

20 <http://www.catv-jcta.jp/roadmap/index.html>

Ⅶ 受信機メーカー

1. より低廉で多様な受信機器の開発・普及の推進

- ① 「デジタルテレビ放送受信機の普及促進 普及方策の検討」に明記された期待感も踏まえ、視聴者の選択肢の一層の拡大と、これを通じた受信機器普及の更なる加速を図る観点から、以下のとおり、小型受信機に対する地上デジタルテレビ放送受信機能搭載を含めた受信機器の多様化や、価格の低廉化を進める。
 - i) テレビ受信機には、地上デジタルテレビ放送受信機能を搭載するよう努める。
 - ii) 地上デジタルテレビ放送受信機能を搭載した10インチ台の小型テレビ受信機の普及を促進する。
 - iii) 車載機等の分野において、地上デジタルテレビ放送受信機能を持つ端末の普及を促進する。
 - iv) 上記の取組を促進するための方策について、受信機メーカー及び関係省庁において検討を進める。
- ② 地上デジタルテレビ放送の視聴を可能とするため、地上デジタルチューナー搭載パソコンはもとより、既存パソコンで地上デジタル放送を視聴可能とする周辺機器等の多様化に努める。
- ③ 地上デジタルテレビ放送への移行の一層の円滑化を図る観点から、引き続き、録画機への地上デジタルチューナー搭載に努める。
- ④ デジタルテレビ放送全体の普及を図る観点から衛星デジタルテレビ放送(BS、110度CS)と地上デジタルテレビ放送のすべてに対応した3波共用受信機器の普及を引き続き推進し、受信機器の低廉化に努める。その一方で、視聴者ニーズに合致した多種多様な受信機器として、低価格の地上デジタルテレビ放送専用受信機の商品化等を鋭意推進する。

2. すべての視聴者にとって使いやすい受信機器等の推進

- ① 大型の操作ボタンや機能別配色など、高齢者や障害者を含め、すべての視聴者にとってより使いやすい受信機器やリモコンの開発・供給を一層推進する。
- ② 受信機器の販売に際しては、放送普及基本計画におけるデジタルテレビ放送への移行のスケジュールやアナログテレビ放送の終了時期に沿って、地上及びBSのアナログテレビ放送の終了時期が正確かつ確実な形で国民視聴者に伝わっていくよう、告知シール貼付、店頭での告知などにより適切に周知を行っていく。

3. 購入者の理解の促進

- ① 今後、受信機器の機能の多様化が進み、購入者が購入に際してその機能を十分理解できるよう努める。特に、機能が限定されたデジタル受信機器や録画機器等にあつては、機能が限定されていることについて購入者にわかりやすい方法で明示する。
- ② 異なるメーカーの機器接続等に円滑に対応できるよう、メーカー間の協力により、対応マニュアル、Q & A等の一層の充実を図る。

VIII 販売店

1. 人材育成

デジタルテレビ放送の受信機器及びそれに接続する周辺機器の販売及び設置に当たっては、従来のアナログ対応の場合と比べ、高度な商品知識や技術が求められることから、その習得を積極的に行う必要がある。このため、メーカー、販売店を中心に、放送事業者等の協力も得て、デジタルテレビ放送に対応した知識や技術を持つ人材を育成するための講習会等の開催の充実を図る。その際、メーカー間の協力により作成される対応マニュアル、Q & A等を有効に活用する。

2. 購入者への説明の徹底

テレビ放送受信機の購入者が、正しく理解して購入、使用できるよう説明するよう努める。特に、以下の点に留意する。

- ① デジタル受信機器の販売に際しては、購入者宅がデジタルテレビ放送の視聴が可能であるかを確認の上、購入者に説明するとともに、適切な取り付け工事が行われるよう留意する。アナログテレビ放送の受信のみを設定する場合には、デジタルテレビ放送への切り替えに際しては、再度設定が必要となる場合があることを説明する。
- ② 機能が限定されたデジタル受信機器や録画機器等の販売に際しては、機能が限定されていることについて、購入者に、わかりやすい方法で明示し、説明する。
- ③ アナログ受信機器の販売に際しては、終了告知シールの貼付を確認するとともに、アナログテレビ放送は2011年に終了し、チューナー等の取り付けが必要となることを説明する。

Ⅸ 地方公共団体

都道府県及び各市（区）町村等の地方公共団体は、地上デジタルテレビ放送がこれからの地域情報化において極めて有効な情報通信基盤となることを共通認識としつつ、アナログテレビ放送からの全面移行までの期間が5年を切った今、地域住民への地上デジタルテレビ放送への移行を促進していくため、次のような取組みを行う。

1. 周知・広報活動等

地上アナログテレビ放送のデジタル化に関する地域住民の理解醸成のため、広報紙等を通じた周知文書の掲載や、地域消費生活センターが主催する消費生活講座、市民活動による各種市民講座等の機会を活用し、D-P A、総務省、放送事業者、家電メーカー等関係者を講師として招く場を提供する等、住民への周知等を強化する。

2. 自治体施設を原因として設置された共聴施設への対応

当該地域における地上デジタルテレビ放送の直接受信の可能性を把握するとともに、当該共聴施設の利活用可能性もあわせて検討し、共聴施設組合及び組合加入住民に対し、地上デジタルテレビ放送への移行に向け、適切な対応を進める。

3. 辺地共聴施設への対応

総務省が平成19年度予算要求項目としている地上デジタルテレビ放送の辺地共聴施設のデジタル化改修に対する補助スキームに関し、その予算措置動向を注視する。予算化された場合には、地方公共団体が有している情報を、国、放送事業者の有している情報と共有することを含め、地域における辺地共聴施設へのデジタル化改修促進のために出来る限りでの地方公共団体としての対応を行う。

4. 地方公共団体としての立場からの適時の提言等

2011年のデジタル全面移行時まで残された期間がわずか5年足らずという状況にあるにも関わらず、地域間格差のない地上デジタルテレビ放送の普及の実現に向けてはなお諸課題が残っていると考えられる。引き続き地上デジタルテレビ放送の普及状況について注視するとともに、地方公共団体の視点及び立場から、必要に応じて、関係者に対する提言等を実施していく。

X 社団法人地上デジタル放送推進協会（D-P A）

1. D-P Aは、地上デジタルテレビ放送への円滑な移行と安定的な運用を図るため、普及推進の中核として、地上デジタルテレビ放送及びその受信の普及促進、放送エリア情報の周知・広報、国民視聴者からの問い合わせや質問に答える視聴者対応、地上デジタルテレビ放送に関する調査・研究、送・受信技術に関する規格化の推進、エンジニアリングサービスの運用、放送番組の著作権保護に関する関係事業者との連絡、調整、契約に関する業務などに引き続き積極的に取り組む。
2. 普及促進業務については、2011年7月の地上デジタルテレビ放送への全面移行に向けて、「アナログテレビ放送終了の周知徹底」と「デジタルテレビ放送の普及促進」を大きな柱に据えて、可能な限りの周知広報・普及促進事業を展開する。
とりわけ地上デジタルテレビ放送が全国に拡大した本日（2006年12月1日）を、普及促進の新たなスタートラインと捉え、放送事業者による今後の中継局整備によるエリアの拡大も念頭に置きつつ、2011年までの計画的な普及促進の各種施策を実施する原動力としての役割を果たす。特に、本年中に策定される周知・広報活動についてのアクションプランに基づき、きめ細かな視聴者対応等受信相談体制の充実に向けて対応する。
3. 活動に当たっては、NHK、民放等の放送事業者や受信機メーカー、および販売店などの流通、国や地方公共団体等と密接に連携するとともに、当会議、「全国地上デジタル放送推進協議会」、「社団法人 BS デジタル放送推進協会（BPA）」等デジタルテレビ放送の普及推進を目的とした関係団体とも連携を強化し、普及推進の中心的な役割を担うこととする。〔資料2参照〕
特に、2007年4月にD-P A及びBPAが統合する予定であり、今後周知広報・普及促進事業等を含め、より効率的な事業展開を目指す。
4. 受信機器の機能に関する視聴者のニーズに応えるため、多様な形態・機能を有する様々なタイプの機器が、今後、登場することが予想される。購入者が、受信機器の様々な機能について十分な理解をした上で購入できるように、受信機メーカー、販売店等と連携して、簡易な機能表示の方法などを検討する。

資料

「デジタル放送の日」宣言

我が国の地上デジタルテレビ放送は、去る平成15年（2003年）12月1日に東名阪の三大広域圏から開始された。

以来、まる三年を経た本日、
全国都道府県において、
テレビジョン放送事業者全社が、
地上デジタルテレビ放送を開始するに至った。
また、衛星デジタル放送は、
平成12年（2000年）12月1日に開始して7年目に入る。

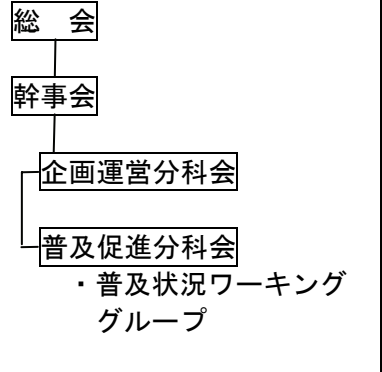
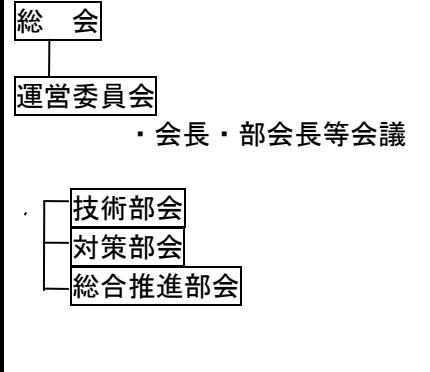
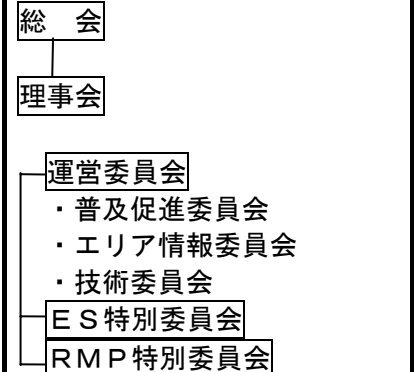
今後、平成23年（2011年）には、
地上アナログテレビ放送・BSアナログテレビ放送が
ともに終了し、
デジタル放送に全面移行することになる。

これに向け、我々は今、
地上・衛星デジタルテレビ放送を最大限普及させ、
未来の世代の大きな財産とすべく、
我が国の放送の歴史における
新たなスタートラインに立ったと考える。

こうした認識に立ち、我々は、
国民視聴者のデジタル放送に対する理解を深めるとともに、
デジタル放送の普及促進及び発展を図るため、
この12月1日を「デジタル放送の日」と定め、ここに宣言する。

平成18年（2006年）12月1日
地上デジタル推進全国会議
議長 山口信夫

地上デジタルテレビ放送関連団体の役割等

団体名 (略称)	地上デジタル推進全国会議 (全国会議)	全国地上デジタル放送 推進協議会 (全国協議会)	地上デジタル放送推進協会 (D-P A)
設立年月	2003年5月	2001年7月	2003年8月
法人格	任意団体	任意団体	社団法人
代表者	議長 山口 信夫 (日本商工会議所会頭)	会長 河合 久光 (静岡朝日テレビ 社長)	理事長 河合 久光 (静岡朝日テレビ 社長)
構成員	NHK 民放テレビ全127社 放送関連団体、メーカー 販売店、消費者団体 地方公共団体、経済団体 マスコミ、総務省等の代表	NHK 民放テレビ全127社 総務省	NHK 民放テレビ全127社 受信機メーカー 等
性 格	各界のトップリーダーにより 構成され、地上デジタルテレビ 放送の普及に関し、分野横断 的かつ国民運動的に推進を図 るための組織	放送事業者と総務省により構成 され、主にアナログ周波数変更対 策、デジタルへの移行に伴う諸課 題についての検討を行うための組 織	放送事業者、メーカー等により 構成され、地上テレビジョン放 送の円滑なデジタル移行と安定 的な運用を図るための事業を実 施する組織
役 割	○「デジタル放送推進のため の行動計画」の改訂・フォロー アップ ○「周知広報アクションプラン」 の改訂・フォローアップ ○受信機の普及方策の検討、 普及計画のフォローアップ ○その他デジタルテレビ放送 の普及促進に関する各分野に おける検討	○アナログ周波数変更対策の進 め方についての制度的・技術的検 討 ○デジタルテレビ放送の進め方 についての制度的・技術的検討 ○放送事業者が行う周知広報の 取組について検討 ※検討結果を必要に応じて本行動 計画にも反映	○地上デジタルテレビ放送及び その受信の普及促進事業 ○放送エリア情報の周知・広報 ○視聴者からの問い合わせや 質問に対する対応 ○地上デジタルテレビ放送の 送・受信技術に関する規格化の 推進 ○地上デジタルテレビ放送のエン 지니어リングサービスの運用 ○地上デジタルテレビ放送番組 の著作権保護に関する関係事 業者等との連絡、調製、契約に 関する業務
組織等			

※BSデジタル放送推進協会(略称BPA):BS デジタルテレビ放送の普及・広報、ダウンロード放送の実
施・運用、デジタルハイビジョンテレビ・機器商品の普及支援等を行う社団法人(1991年設立、2000年名
称変更)。